

●香川県告示第502号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市幸町1番1号

国立大学法人香川大学 学長 一井 眞比古

(2) 事業場の所在地及び名称

木田郡三木町大字池戸1750番地1

三木町医学部地区

(3) 特定施設に関する事項

種	類	病院に設置される洗浄施設	
能	力	①槽容量35L 1基、②槽容量8.5L 2基 ③槽容量8L 2基、④槽容量4L 4基 ⑤槽容量1.8L 1基、⑥槽容量9L 1基 ⑦槽容量2.1L 2基、⑧洗浄水量8L/回 1基 ⑨洗浄水量6L/回 2基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	平成23年3月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続9時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.5~8.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	50	50
	化学的酸素要求量 (mg/L)	50	50
	浮遊物質 (mg/L)	50	50
	窒素含有量 (mg/L)	60	120
	りん含有量 (mg/L)	10	20
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①1.05	①1.05
		② (2基分) 0.09	② (2基分) 0.09
		③ (2基分) 0.24	③ (2基分) 0.24
		④ (4基分) 0.24	④ (4基分) 0.24
		⑤0.05、⑥0.27	⑤0.05、⑥0.27
		⑦ (2基分) 0.08	⑦ (2基分) 0.08
		⑧0.24	⑧0.24
		⑨ (2基分) 0.24	⑨ (2基分) 0.24

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区 分	第 1 排 水 口	
	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	6.5~8.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	4	5
	化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	浮遊物質 (mg/L)	4	5
	窒素含有量 (mg/L)	20	40
	りん含有量 (mg/L)	1	2
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		1,600	1,600

他に排水口が3箇所（雨水専用）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、一部診療棟を移転するものであり、受診者数に変更はないため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年12月17日から平成23年1月7日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三木町環境保全課